

## 鹿 児 島 県 公 報

平成25年9月3日（火）第2937号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 保安林の指定の解除予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 1
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (2件) (社会福祉課取扱い) 1
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (社会福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (2件) (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 3
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 3
- 土地改良区の役員就退任の届出 (農地整備課取扱い) 3
- 県営土地改良事業の計画の変更 (2件) (農地整備課取扱い) 3
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 4

## 公 告

- 平成25年度技能検定（後期）実施公告 (雇用労政課取扱い) 4

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活環境課取扱い) 6

## 警 察 本 部 告 示

- 簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報の廃止 (相談広報課取扱い) 7

## 告 示

## 鹿 児 島 県 告 示 第 936 号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成25年9月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所  
熊毛郡南種子町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
潮害の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南種子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿 児 島 県 告 示 第 937 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項にお

いて準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。  
平成25年9月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 事 業 所		廃止年月日
名 称	所 在 地	
訪問看護ステーションももの花	日置市伊集院町徳重59-5	平成25年6月30日

#### 鹿児島県告示第938号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた柔道整復師から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年9月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
野田勇治	名久里接骨院 熊毛郡中種子町野間3930-3	平成24年10月23日

#### 鹿児島県告示第939号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させる柔道整復師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成25年9月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
重信佑樹	神之川整骨院 日置市東市来町神之川1077-2	平成25年7月23日

#### 鹿児島県告示第940号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成25年9月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病 院 又 は 診 療 所		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
恒心会おぐら病院	鹿屋市笠之原町27番22号	平成25年9月1日	育成医療・更生医療

#### 鹿児島県告示第941号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成25年9月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
にこにこ市民薬局	鹿児島市上荒田町29-25	平成25年9月1日	精神通院医療
マリンバ調剤薬局宇宿店	鹿児島市宇宿三丁目21番6号	平成25年	精神通院医療

		9月1日	
--	--	------	--

**鹿児島県告示第942号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年9月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名称	所在地		
医療法人徳洲会屋久島徳洲会 病院	熊毛郡屋久島町宮之浦2467番 地	平成25年 9月1日	育成医療・更 生医療

**鹿児島県告示第943号**

薩摩川内市上甕町平良64番地 浜田直弘及び薩摩川内市上甕町平良375番地 中尾勝志からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成25年9月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市上甕町平良区域（薩摩川内市上甕町平良の地区）
- 2 区分 ぶり雑魚定置漁業，小型定置漁業及び総トン数10トン未満の漁船により主としてきびなごさし網漁業を営む漁業

**鹿児島県告示第944号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により，末吉町仮屋土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年9月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 就任した役員の氏名及び住所  
理事 東別府 満 曾於市末吉町南之郷7283番地1  
（任期 平成25年3月30日から平成27年4月1日まで）
- 2 退任した役員の氏名及び住所  
理事 上中別府定 曾於市末吉町南之郷7310番地

**鹿児島県告示第945号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により，土地改良事業県営農地防災（農村災害対策整備事業）（旧：中山間地域総合農地防災）（農用地保全及び暗渠排水）山田地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年9月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成25年9月4日から同年10月3日まで
- 3 縦覧場所  
日置市日吉支所産業建設課

## 鹿児島県告示第946号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により，土地改良事業県営水利施設整備（基幹水利施設整備型）（旧：かんがい排水）（農業用排水施設整備）日吉地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年9月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成25年9月4日から同年10月3日まで
- 3 縦覧場所  
日置市日吉支所産業建設課

## 鹿児島県告示第947号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，南九州市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年9月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（デジタル撮影地上画素寸法12センチメートル，同時調整レベル1,000（741モデル），写真地図作成レベル1,000）
- 2 作業の期間 平成25年8月9日から平成26年6月30日まで
- 3 作業の地域 南九州市全域

## 公 告

## 平成25年度技能検定（後期）実施公告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により，平成25年度技能検定（後期）を次のとおり実施する。

平成25年9月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 技能検定の等級別実施職種

## (1) 特級

鋳造，金属熱処理，機械加工，放電加工，金型製作，金属プレス加工，工場板金，めつき，仕上げ，機械検査，ダイカスト，機械保全，電子機器組立て，電気機器組立て，半導体製品製造，プリント配線板製造，自動販売機調整，光学機器製造，内燃機関組立て，空気圧装置組立て，油圧装置調整，建設機械整備，婦人子供服製造，紳士服製造，プラスチック成形及びパン製造

## (2) 1級及び2級

機械検査，機械保全，電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。），半導体製品製造，空気圧装置組立て，農業機械整備，冷凍空気調和機器施工，和裁，建築大工，かわらぶき，配管，厨房設備施工，型枠施工，鉄筋施工，コンクリート圧送施工，防水施工（合成ゴム系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。），ガラス施工，機械・プラント製図（機械製図CADに係るものに限る。），塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。）及び義肢・装具製作（装具製作に係るものに限る。）

## (3) 3級

造園，機械加工（普通旋盤に係るものに限る。），機械検査，電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て及びシーケンス制御に係るものに限る。），冷凍空気調和機器施工，和裁，

建築大工、配管（建築配管に係るものに限る。）及び機械・プラント製図（機械製図C A Dに係るものに限る。）

(4) 単一等級

樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工

なお、(1)から(4)までに掲げる実施職種以外の職種についても、実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に対しては、技能検定を実施する。

2 技能検定の方法

等級別の職種ごとに実技試験及び学科試験によって行う。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける資格がある者については、当該試験は免除する。

3 技能検定の実施期日

(1) 実技試験

平成25年12月4日（水）から平成26年2月16日（日）までの間において鹿児島県職業能力開発協会が指定する日

(2) 学科試験

等級及び検定職種ごとに次の表に定める日

等 級 及 び 検 定 職 種	実 施 期 日
(1級及び2級) 機械検査 電気機器組立て 配管 型枠施工 ガラス施工	平成26年1月26日（日）
(3級) 電気機器組立て 配管	平成26年1月26日（日）
(特級) 鋳造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めつき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 機械保全 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 紳士服製造 プラスチック成形 パン製造	平成26年2月2日（日）
(1級及び2級) 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 厨房設備施工 コンクリート圧送施工 防水施工 機械・プラント製図	平成26年2月2日（日）
(3級) 造園 機械加工 冷凍空気調和機器施工 機械・プラント製図	平成26年2月2日（日）
(単一等級) バルコニー施工	平成26年2月2日（日）
(1級及び2級) 機械保全 半導体製品製造 空気圧装置組立て 和裁 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 塗装 義肢・装具製作	平成26年2月9日（日）
(3級) 機械検査 和裁 建築大工	平成26年2月9日（日）
(単一等級) 樹脂接着剤注入施工	平成26年2月9日（日）

4 技能検定の実施場所

鹿児島県職業能力開発協会が指定する場所

5 技能検定試験の手数料

(1) 学科試験 3,100円（学科試験の免除を受けようとする者にあつては、納付を要しない。）

(2) 実技試験 16,500円（3級の実技試験を受験する者で受検資格に必要な訓練又は学科を現に修めているもの（認定職業訓練施設の訓練生で就職している者及び短期課程の訓練生

を除く。)にあっては、11,000円) (実技試験の免除を受けようとする者にあつては、納付を要しない。)

## 6 受検手続

### (1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、免除を受けることができる者であることを証する書面

ウ 技能検定試験の手数料 (現金又は郵便振替で納付すること。なお、納付された手数料は返還しない。)

### (2) 提出書類等の提出先

鹿児島県職業能力開発協会 (鹿児島市錦江町9番14号 郵便番号 892-0836)

## 7 提出書類等の受付期間

平成25年10月7日 (月) から同月18日 (金) までの日 (土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。) とし、受付時間は、それぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成25年10月18日の消印のあるものまで受け付ける。

## 8 合格者の発表等

### (1) 合格者の発表

技能検定の合格者の受検番号を平成26年3月14日 (金) に鹿児島県商工労働水産部雇用労政課前の廊下及び鹿児島県のホームページ (<http://www.pref.kagoshima.jp/>) において掲示するとともに、合格者に対し、平成26年3月14日 (金) に合格通知を発送する。また、実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鹿児島県職業能力開発協会が、平成26年3月14日 (金) に、当該試験に係る合格通知を発送する。

### (2) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級又は単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、2級又は3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書をそれぞれ交付する。

また、このほか、技能検定の合格者には合格した等級の技能士章が交付される。

## 9 その他

(1) 受検申請書用紙及び受検案内の請求は、鹿児島県職業能力開発協会に対して行うこと。

(2) 技能検定についての照会は、鹿児島県職業能力開発協会 (電話 099-226-3240) 又は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課 (鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577 電話 099-286-3019) に対して行うこと。

(3) 受検申請書用紙及び受検案内を送付の方法により請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、140円分の郵便切手を貼った返信用封筒 (角形2号) を同封すること。

(4) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によることとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(5) 受検者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例 (平成14年鹿児島県条例第67号) 第23条の規定により試験結果 (実技試験及び学科試験の得点) を開示する。

なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して1月間とし、開示をする場所は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課とする。

## 公安委員会告示

### 鹿児島県公安委員会告示第93号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和60年国家公安委員会規則第4号) 第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成25年9月3日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	C R 押忍！！空手部 激闘編 X N A	株式会社エース電研	3P0567
ぱちんこ遊技機	C R 押忍！！空手部 激闘編 M N A	株式会社エース電研	3P0607
ぱちんこ遊技機	C R 蒼天の拳H T V A	サミー株式会社	3P0622
ぱちんこ遊技機	C R 天・天和通りの快男児2 W 1	奥村遊機株式会社	3P0642
回胴式遊技機	クイーンズブレイドG B	株式会社ジェイピーエ ス	3S0145
回胴式遊技機	エウレカセブン2 Z S	サミー株式会社	3S0580
回胴式遊技機	化物語Z X	サミー株式会社	3S0599
回胴式遊技機	マジカルハロウィン4 K A	K P E株式会社	3S0589
回胴式遊技機	P e r s o n a 4 T h e S L O T - Y	株式会社ニューギン	3S0598
回胴式遊技機	戦空のキセキA C	株式会社S N Kプレイ モア	3S0625
回胴式遊技機	クイーンハナハナE X - 30	株式会社パイオニア	3S0636

## 警 察 本 部 告 示

### 鹿児島県警察本部告示第2号

平成25年6月4日鹿児島県警察本部告示第1号（簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報）は、平成25年9月3日限り廃止する。

平成25年9月3日

鹿児島県警察本部長 杉山芳朗